

令和2年度 賦課金納入のお願い

令和2年4月1日現在で計算した 令和2年度の賦課金通知書を発送しました。
徴収期限及び口座振替日は以下の通りです。

徴収期限日	： 令和2年6月30日(火)	※ 口座振替手数料は 土地改良区が負担
口座振替日*	： 令和2年6月30日(火)	

納入方法は、発送しました 賦課金通知書 に 口座振替手続き済み ・ 現金(振込)のどちらかのハンコを押しておりますので、お手元の 賦課金通知書 をご確認ください。

◎ 現金納入の方へ

現在、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、土地改良区窓口での取り扱いを少なくしたいと考えています。できましたら、下記金融機関へのお振込みをお願いします。

水上土地改良区 振込先 一覧

	金融機関名	支店名	口座種類	口座番号	口座名義 (フリガナ)
No.1	JAえちご上越	新井	普通	0147039	ミズカミトチカイリョウク 水上土地改良区 リジチョウ トウジョウ シゲル 理事長 東條 茂
No.2	JAえちご上越	板倉	普通	0229940	
No.3	第四銀行	新井	普通	0278839	
No.4					

振込手数料はご負担ください。JA同支店内のATMでのお振り込みの場合は手数料無料です。

水上土地改良区からのお願い

先日発送しました、准組合員 制度についてのアンケートの提出期限が6月10日となっております。まだご返送がお済みでない方は、恐れ入りますが早急に返送いただきますようお願いいたします。

ご返送方法については、各地区の担当理事にご持参いただくか、直接土地改良区へお持ち下さい。土地改良区営業時間外の場合は、玄関に回収箱を設置しておきますので、そちらへお願いします。

また、遠方の組合員の皆様は、同封しております土地改良区宛の封筒に入れご返送下さい。

お忙しいところ申し訳ありませんが、皆様のご協力をお願いいたします。

農地の権利移動・組合員の変更は土地改良区へお届けください。

- ① 農地を売買したとき
- ② 地目を変更しようとするとき
- ③ 組合員が亡くなった時、組合員を交代したいとき
- ④ 住所、振替口座名義を変更したとき

※関川用水地区事業に伴い受益土地の制限がかかっていますが、やむを得ず農業以外の目的(住宅・商業施設・駐車場等)に農地転用する予定の方も事前にご連絡ください。

制限がかかっているため、個人や民間による農振除外・農地転用が認められません。

これはどうなるのかな? と思ったら、まずは土地改良区へご連絡ください。

